（独立行政法人森林総合研究所法の一部改正）

第二条　独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十二条」を「―第十八条」に、「第十三条・第十四条」を「第十九条―第二十一条」に、「第十五条・第十六条」を「第二十二条・第二十三条」に改める。

第三条に次の一項を加える。

2　研究所は、前項に規定するもののほか、森林保険（森林保険法（昭和十二年法律第二十五号）第二条第一項に規定する森林保険をいう。第十一条第二項第一号において同じ。）を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

第十一条中「第三条」を「第三条第一項」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第四号中「前三号の」を「前三号に掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

2　研究所は、第三条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　森林保険を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十六条中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

第十六条を第二十三条とし、第十五条を第二十二条とし、第四章中第十四条を第二十一条とする。

第十三条第一項中「第十一条第一項」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（財務大臣との協議）

第二十条　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十四条第一項の承認をしようとするとき。

二　第十五条第一項、第二項若しくは第六項又は第十七条第一項の認可をしようとするとき。

第十二条の見出しを「（利益及び損失の処理の特例等）」に改め、同条第一項中「研究所は」の下に「、森林保険勘定以外の勘定において」を、「この項」の下に「及び第五項」を加え、「前条」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「規定による」を削り、「聴くとともに、財務大臣に協議しなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「規定による」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　森林保険勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5　研究所は、森林保険勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

第三章中第十二条を第十四条とし、同条の次に次の四条を加える。

（長期借入金及び森林総合研究所債券）

第十五条　研究所は、第十一条第二項に規定する業務に要する費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は森林総合研究所債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項に規定するもののほか、研究所は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3　農林水産大臣は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、研究所の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　研究所は、農林水産大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第十六条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項又は第二項の規定による研究所の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第十七条　研究所は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（財政上の措置）

第十八条　政府は、研究所が、第十五条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行することによっても、なお第十一条第二項に規定する業務に要する費用又は第十五条第二項の償還に充てるための資金の調達をすることが困難であると認められるときは、予算で定める額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第十一条の次に次の二条を加える。

（業務の委託）

第十二条　研究所は、業務方法書で定めるところにより、次に掲げる者に対し、前条第二項に規定する業務（森林保険契約（森林保険法第二条第二項に規定する森林保険契約をいう。）の締結及び保険金の支払の決定を除く。）の一部を委託することができる。

一　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第二項第一号又は第百一条第一項第三号に掲げる事業を行う森林組合又は森林組合連合会

二　地方公共団体その他農林水産大臣の指定する者

2　前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該委託を受けた業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた同項各号に掲げる者（地方公共団体を除く。）の役員又は職員であって同項の規定による委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（区分経理）

第十三条　研究所は、第十一条第二項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（次条において「森林保険勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

附則第六条第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に、「前条」を「第十一条第一項」に、「第十六条第一号」を「第二十三条第二号」に改める。

附則第七条第二項中「第十六条第一号」を「第二十三条第二号」に改める。